

※ 下線を付した部分が改定部分である。
なお、新設間については下線を付して
いない。

**財産債務調書制度
(F A Q) 【抜粋版】**

令和2年 12 月

国 税 庁

用語の意義

このFAQにおいて使用している省略用語の意義は、次のとおりです。

国外送金等調書法	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）をいいます。
国外送金等調書令	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成9年政令第363号）をいいます。
国外送金等調書規則	内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成9年大蔵省令第96号）をいいます。
通達	平成25年3月29日付課総8-1ほか3課共同「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（国外財産調書及び財産債務調書関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）をいいます。
所基通	昭和45年7月1日付直審（所）30「所得税基本通達」をいいます。
評基通	昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」をいいます。

目 次

I 通則

【制度の概要等】

- Q 1 財産債務調書制度の概要について教えてください。…………… 1
- Q 2 財産債務調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。…………… 4

II 財産債務調書の記載事項等

【基本的な考え方】

- Q10 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は財産債務調書への記載の対象になりますか。…………… 5

【国外財産調書との関係】

- Q19 「国外財産調書」を提出する場合でも、所得金額が2,000万円を超え、かつ、保有する財産の価額の合計額が3億円以上又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上である場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。…………… 5

III 財産の価額等

【暗号資産の価額】

- Q37 暗号資産の価額は、どのように記載すればよいですか。…………… 9

【相続により取得した財産の価額】

- Q39 財産債務調書の提出義務の判断に当たって、財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。…………… 10
- Q40 昨年親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年12月31日において自分自身が保有している財産の価額の合計額が8,000万円あり、総所得金額は2,000万円を超えています。相続する財産の価額については、確定していませんが、3億円以上あると思われます。この場合、財産債務調書の提出義務はありますか。【新設】…………… 10

V 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

- Q46 財産債務調書の提出等をしている場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。…………… 11

【加重措置の適用要件】

- Q47 所得税等の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。…………… 12

【財産債務調書の提出ができないこと又は記載ができないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは】

- Q49 所得税の税務調査の際に、財産債務調書に記載すべき相続した財産に係る申告漏

れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。【新設】…………… 13

Q50 所得税の税務調査の際に、一昨年相続した相続財産について申告漏れを指摘されました。昨年の12月31日において保有している財産は、その存在を把握していた相続財産A（価額4億円）及びその存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産B（価額4億円）のみです。昨年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が3,000万円である場合で、昨年分の財産債務調書を提出していなかったときに、相続財産Bに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。【新設】…………… 13

【年の中で財産債務を有しなくなった場合】

Q51 令和3年中に国内で保有していたB社株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、どの年分の財産債務調書になりますか。…………… 14

VI その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合】

Q53 提出した財産債務調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。…………… 15

I 通則

【制度の概要等】

Q 1 財産債務調書制度の概要について教えてください。

(答)

○ 財産債務調書制度は、所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の確定申告書を提出しなければならない方が、その年の総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産^(注)を有する場合に、財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額などを記載した「財産債務調書」を、翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出していただく制度です（国外送金等調書法6の2①本文）。

財産債務調書を提出しなければならない方の詳細についてはQ2を、財産債務調書の記載事項についてはQ4～Q19をご参照ください。

(注) 国外転出特例対象財産とは、国外転出時課税制度（所得税法60の2、60の3）の対象となる次の財産をいいます（国内に所在するか国外に所在するかを問いません。）（国外送金等調書法6の2①本文、所得税法60の2①～③）。

- 1 所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券又は所得税法第174条第9号に規定する匿名組合契約の出資の持分
- 2 決済していない金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第156条の24第1項に規定する信用取引又は所得税法施行規則第23条の4に規定する発行日取引に係る権利
- 3 決済していない金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引に係る権利

なお、国外転出特例対象財産は、財産債務の区分としては、(六)有価証券、(七)匿名組合契約の出資の持分、(八)未決済信用取引等に係る権利、(九)未決済デリバティブ取引に係る権利に分類されるものが該当し、財産債務調書合計表上では²⁹欄の金額（⑥、⑦、⑧、⑩、⑪、⑫及び²⁸欄の金額の合計額）となります（「財産債務の区分」については、Q4をご参照ください）。

○ なお、相続開始の日の属する年（相続開始年）の年分の財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（以下「相続財産債務」といいます。）を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します（国外送金等調書法6の2②）。

Q 2 財産債務調書を提出しなければならない場合について、具体的に教えてください。

(答)

○ 所得税等の確定申告書を提出する必要がある方で、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する場合には、財産債務調書を提出しなければなりません（国外送金等調書法6の2①本文）。

(1) その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額^(注1)が2,000万円を超えること

なお、「各種所得金額の合計額」には、①源泉分離課税の所得、②平成28年1月1日以降に支払を受けるべき一定の公社債の利子等のうち、確定申告しないことを選択したもの、③少額な配当所得のうち確定申告をしないことを選択したもの、④内国法人から支払を受ける一定の上場株式等に係る配当等のうち確定申告をしないことを選択したもの、⑤源泉徴収を選択した特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得のうち確定申告をしないことを選択したものは含まれません。

(2) その年の12月31日においてその価額の合計額が3億円以上の財産^(注2)又はその価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産（Q1(注)参照）を有すること（相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産については、合計額の判定から除くことができます。Q1参照）

(注)1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です（国外送金等調書令12の2⑤）。

ただし、次の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

- ・ 純損失や雑損失の繰越控除
- ・ 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ・ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- ・ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

2 国内に所在する財産のほか、国外に所在する財産を含みます。

なお、ここでいう「財産の価額」とは財産の価額の総額をいい、財産の価額から債務の金額を差し引いた金額ではありません。

[参考] 所得税等の確定申告をする必要がある方の例

○ その年分の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、その超える額に対する税額が、配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超える方は、原則として確定申告をしなければなりません。

ただし、給与の収入金額が2,000万円以下で、かつ、1か所から給与等の支払を受けており、その給与の全部について源泉徴収される方で給与所得及び退職所得以外の所得金額が20万円以下である方等、一定の場合には確定申告をしなくてもよいことになっています。

○ このほか、所得税の申告義務の有無に関しては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の《パンフレット・手引「確定申告に関する手引き等」》をご覧ください。

- なお、財産債務調書の提出期限まで（その年の翌年の1月1日から3月15日まで）に、財産債務調書を提出しないで死亡したときは、財産債務調書の提出を要しないこととされています（国外送金等調書法6の2①ただし書）。

また、年の途中で死亡した場合には、その死亡した年分の所得税等の確定申告書を提出する必要がある場合であっても、その死亡した年の12月31日分の財産債務調書を提出する必要はありません。

II 財産債務調書の記載事項等

【基本的な考え方】

Q10 国内外の暗号資産取引所に暗号資産を保有しています。暗号資産は財産債務調書への記載の対象になりますか。

(答)

- 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第2条第5項に規定する暗号資産などの財産的価値のある暗号資産を12月31日において保有している場合、財産債務調書への記載が必要になります（国外送金等調書法6の2①本文）。

- 暗号資産は、財産の区分のうち、「その他の財産」に該当しますので、財産債務調書には、暗号資産の種類別（ビットコイン等）、用途別及び所在別^(注)に記載してください（国外送金等調書令12の2⑥、国外送金等調書規則15①、別表第三）。

(注) 暗号資産の所在については、国外送金等調書規則第12条第3項第6号及び第15条第2項の規定により、その財産を有する方の住所（住所を有しない方にあつては、居所）の所在となります。

- 暗号資産を預けている暗号資産取引所の所在が国内か国外かについては、財産債務調書への記載の要否に影響はありません。

【国外財産調書との関係】

Q19 「国外財産調書」を提出する場合でも、所得金額が2,000万円を超え、かつ、保有する財産の価額の合計額が3億円以上又は国外転出特例対象財産の価額の合計額が1億円以上である場合は、財産債務調書を提出する必要があるのですか。

(答)

- 「国外財産調書」の提出が必要な方^(注)であっても、所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上である財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産（相続開始年にその相続又は遺贈により取得した財産は除くことができます。Q1参照）を有する方は、財産債務調書の提出も必要になります（国外送金等調書法6の2①本文）。

財産債務調書の提出基準の詳細については、Q2をご参照ください。

(注) 「国外財産調書」の提出が必要な方とは、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産（相続国外財産は除くことができます。国外財産調書制度（FAQ）Q1参照）を有する方です。

- この場合、「財産債務調書」には国外財産に係る事項（国外財産の価額を除く。）の記載を要しないこととされていますので（国外送金等調書法6の2③）、「財産債務調書」及び「財産債務調書合計表」には、「国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「国外財産調書に記載した国外財産のうち国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載してください（7頁[参考]「財産債務調書」に係る国外財産の価額の記載箇所及び8頁 [参考]「財産債務調書合計表」に係る国外財産の価額の記載箇所を参照ください。）。

なお、国外に存する債務については、「財産債務調書」に記載する必要があります。

[参考] 「財産債務調書合計表」に係る国外財産の価額の記載箇所（「国外財産調書」を提出する場合）

FA6003

税務署長 令和 年 月 日 令和 年 12 月 31 日分 財産債務調書合計表

住所 (又は 事業所 事務所 居所など)	個人番号	フリガナ	氏名
	性別 男 女	職業	電話番号 (自宅・勤務先・携帯)
	生年月日		国外財産調書の提出有 <input type="checkbox"/>
		整理番号	

財産の区分	財産の価額又は取得価額	財産の区分	財産の価額又は取得価額
土地 ①		書画骨とう美術工芸品 ⑮	
建物 ②		貴金属類 ⑯	
山林 ③		動産 ⑰ (④、⑮、⑯以外)	
現金 ④		保険の契約に関する権利 ⑱	
預貯金 ⑤		株式に関する権利 ⑲	
有価証券 (特定有価証券を除く)	上場株式 ⑥	預託金等 ⑳	
	取得価額 ㉑	組合等に対する出資 ㉒	
	非上場株式 ⑦	信託に関する権利 ㉓	
	取得価額 ㉔	無体財産権 ㉔	
株式以外の有価証券 ⑧	暗号資産 ㉕		
取得価額 ㉖	その他の財産(上記以外) ㉖		
特定有価証券※ ⑨		国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額 ㉗	
匿名組合契約の出資の持分 ⑩		財産の価額の合計額 ㉘	
取得価額 ㉙		国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉚	
未決済信用取引等に係る権利 ⑪		国外転出特例対象財産の価額の合計額 ㉛ (㉙+㉚+㉜+㉝+㉞+㉟)	
取得価額 ㉜		債務の区分 債務の金額	
未決済デリバティブ取引に係る権利 ⑫		借入金 ⑳	
取得価額 ㉝		未払金 ㉑	
貸付金 ⑬		その他の債務 ㉒	
未収入金 ⑭		債務の金額の合計額 ㉓	

備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨を記載ください。

税理士署名押印
電話番号 - -

整理欄
通信日付印 確認印 異動年月日 身元確認
枚数 区分
A B C D E F G H I

(R3.1)

提出用 平成二十八年十二月三十一日分以降用 ※ 特定有価証券に該当する有価証券は⑨欄に記載し、⑩欄から⑳欄への記載は要しません。

国外財産調書の提出をする場合には、「㉗国外財産調書に記載した国外財産の価額の合計額」及び「㉚国外財産調書に記載した国外転出特例対象財産の価額の合計額」を記載する。

Ⅲ 財産の価額等

【暗号資産の価額】

Q37 暗号資産の価額は、どのように記載すればよいですか。

(答)

○ 財産債務調書に記載する財産の価額は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています（国外送金等調書法6の2④、国外送金等調書令12の2②、国外送金等調書規則12⑤、15④）。

○ 活発な市場が存在する^(注1) 暗号資産については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、財産債務調書を提出される方が取引を行っている暗号資産交換業者が公表するその年の12月31日における取引価格^(注2、3、4)を時価として記載します。

(注) 1 「活発な市場が存在する」場合とは、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。

2 「暗号資産交換業者が公表するその年の12月31日における取引価格」には、暗号資産交換業者が財産債務調書を提出される方の求めに応じて提供する残高証明書に記載された取引価格を含みます。

3 暗号資産交換業者（暗号資産販売所）において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、財産債務調書を提出される方が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格（売却価格）を記載して差し支えありません。

4 財産債務調書を提出される方が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、財産債務調書を提出される方の選択した暗号資産交換業者が公表するその年の12月31日における取引価格によって評価して差し支えありません。

○ また、財産債務調書に記載する財産の価額は、その財産の時価による算定が困難な場合、その年の12月31日における財産の状況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額を見積価額として記載しても差し支えありません。

○ 暗号資産の見積価額は、例えば、次のような方法により算定された価額をいいます。

① その年の12月31日における売買実例価額（その年の12月31日における売買実例価額がない場合には、その年の12月31日前の同日に最も近い日におけるその年中の売買実例価額）のうち、適正と認められる売買実例価額

② ①による価額がない場合には、その年の翌年1月1日から財産債務調書の提出期限までにその暗号資産を譲渡した場合における譲渡価額

③ ①及び②がない場合には、取得価額

【相続により取得した財産の価額】

Q39 財産債務調書の提出義務の判断に当たって、財産の相続があった場合におけるその価額の算定方法について教えてください。

(答)

- 財産債務調書の提出義務については、その年の12月31日において判断することから、相続人の財産債務調書の提出義務については、
 - ① 相続開始年の翌年の12月31日において遺産分割が行われていない場合は、法定相続分であん分した価額により判断し、
 - ② 遺産分割により相続人それぞれの持分が定まっている場合は、それぞれの持分に応じた価額により判断します(国外送金等調書法6の2①本文、国外送金等調書令10⑥、12の2④、通達6の2-12)。

(参考1) 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します(Q1参照)。

(参考2) 遺産分割には遡及効があることから(民法909)、遺産分割が行われた場合、相続人は、相続開始時に遡って、被相続人の財産を取得することとなりますが、当該遡及効は、遺産分割までの共有状態まで否定するものではありません。

すなわち、提出後に遺産分割が行われた場合であっても、原則として、その年の12月31日における共有状態(遺産分割前の共有状態)でその提出義務を判断することになるため、遺産分割による持分で再計算した財産債務調書を再提出(法定相続分であん分した価額により提出義務がないと判断していた場合は、新たに提出)する必要はありませんが、遺産分割の結果を踏まえ、訂正した財産債務調書を再提出(又は提出)いただいても差し支えありません。

Q40 昨年親が亡くなったため、親の財産を相続する予定です。昨年12月31日において自身が保有している財産の価額の合計額が8,000万円あり、総所得金額は2,000万円を超えています。相続する財産の価額については、確定していませんが、3億円以上あると思われます。この場合、財産債務調書の提出義務はありますか。【新設】

(答)

- 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。この場合において、相続開始年の年分の財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続開始年に相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します(Q1参照)。
- したがって、相続開始年であれば、相続により取得する予定の財産を除外して計算した財産の価額の合計額は8,000万円となり、価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上である国外転出特例対象財産を有する場合とならないことから、財産債務調書を提出

しないことを選択できます。

なお、相続開始年の翌年以降については、その年の12月31日において保有している財産の価額に相続した財産の価額を含めて財産債務調書の提出義務を判断することになります（遺産分割が未了の場合における相続財産の価額の算定方法についてはQ39をご参照ください）。

V 過少申告加算税等の特例

【特例の概要】

Q46 財産債務調書の提出等をしている場合の過少申告加算税等の特例措置について教えてください。

(答)

- 財産債務調書制度は、保有する財産債務の種類、数量及び価額並びに債務の金額等の情報の提出をその財産債務を保有する方ご本人から求めるものです。

本制度においては、財産債務調書の適正な提出に向けたインセンティブとして、過少申告加算税及び無申告加算税（以下「過少申告加算税等」といいます。）の特例措置が設けられています（国外送金等調書法6の3）。

- 具体的には、次のような措置が講じられています。

- ① 過少申告加算税等の軽減措置（国外送金等調書法6①、6の3①）

財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務^(注)に関して生ずる所得で一定のものに対する所得税等又は相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%軽減されます。

(注) 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については、財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください（以下②においても同様です）。

- ② 過少申告加算税等の加重措置（国外送金等調書法6③、6の3②）

財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分であると認められる場合を含みます。以下「提出等がない場合」といいます。）に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されます（相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合には、加重措置の適用対象となりません。）。

(注) 1 相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます（Q1参照）が、価額の合計額が3億円以上の相続若しくは遺贈により取得した財産で相続開始年に取得したもの以外の財産又は価額の合計額が1億円以上の相続若しくは遺贈により取得した国外転出特例対象財産で相続開始年に取得したもの以外の国外転出特例対象財産を有している方については、その分について期限内に提出等がない場合は、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重されますのでご注意ください。

2 「過少申告加算税等の加重措置」は、相続税及び亡くなられた方の所得税等についての適用はありません。

- なお、修正申告書若しくは期限後申告書の提出又は更正若しくは決定（以下「修正申告等」といいます。）の内容に、「財産債務に係る事実」のほか、人的役務の提供に係る対価等に関する申告漏れや所得控除の過大適用等の「国外財産及び財産債務に係るもの以外の事実」又は重加算税の対象となる「仮装隠蔽の事実」がある場合には、これらを除いた部分の本税額が、①の軽減措置又は②の加重措置の対象となります（国外送金等調書令 12 の 3 ⑤、国外送金等調書規則 16、通達 6 の 3 - 2）。

【加重措置の適用要件】

Q47 所得税等の申告漏れが生じた場合の過少申告加算税等の加重措置の適用要件について教えてください。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置とは、期限内に財産債務調書の提出等がない場合に、その財産債務に関する所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産債務に関する申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重される措置をいいます（相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は、加重措置の対象となりません。）（Q46 参照）。

(注) 財産債務調書への記載を要しないこととされる国外財産調書に記載される国外財産については財産債務調書制度における過少申告加算税等の特例措置ではなく、国外財産調書制度における過少申告加算税等の特例措置が適用されますのでご注意ください。

- この過少申告加算税等の加重措置は、具体的には以下の要件のいずれも満たす場合に適用されます（国外送金等調書法 6 ③、6 の 3 ②）。

- ① 財産債務に係る所得税等に関して修正申告等があること。
- ② ①の修正申告等について過少申告加算税（国税通則法 65）又は無申告加算税（国税通則法 66）の規定が適用されること。
- ③ 提出すべき財産債務調書について期限内に提出等がないこと。

- なお、上記③の要件にある財産債務調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となりますが、年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合は、これらの財産債務は、その年分の財産債務調書（その年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の 12 月 31 日において所有する財産につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用について判断することとなります。

ただし、その修正申告等の基因となる財産債務が、相続財産債務（相続開始年に取得したものに限り、）である場合には、相続開始年の年分の財産債務調書から除外して提出できるため、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこととなります。

【財産債務調書の提出ができないこと又は記載ができないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは】

Q49 所得税の税務調査の際に、財産債務調書に記載すべき相続した財産に係る申告漏れを指摘されました。この場合の過少申告加算税等の加重措置の適用がない「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由のない場合」とは具体的にどういった場合が該当するのか教えてください。【新設】

(答)

- 財産債務調書の提出ができないこと又は記載ができないことについて「相続財産債務を有する者の責めに帰すべき事由がない場合」とは、例えば、財産債務調書の提出義務者又は当該提出義務者以外の者で財産債務調書に記載すべき相続財産債務に関する書類を保有する者が、災害があったこと、又は病気による入院をしたこと等により、財産債務調書の記載又はその提出が困難であると認められる場合などのほか、相続財産債務の内容、管理状況その他の客観的な事実に基づき、相続人が相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合がこれに該当します（通達6の3-4の2）。

- なお、この相続財産債務の存在を知り得ることが困難であると認められる場合とは、相続人が通常考えられる財産調査を尽くした事実があるものの、被相続人が生前に一部の相続人しか知り得ない方法により財産を管理しており、その一部の相続人から知らされていなかったことにより、財産債務調書の提出期限において、その相続財産債務の存在を他の相続人が知らなかった場合などが考えられます。

Q50 所得税の税務調査の際に、一昨年相続した相続財産について申告漏れを指摘されました。昨年の12月31日において保有している財産は、その存在を把握していた相続財産A（価額4億円）及びその存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産B（価額4億円）のみです。昨年分の総所得金額及び山林所得金額の合計額が3,000万円である場合で、昨年分の財産債務調書を提出していなかったときに、相続財産Bに係る所得の申告漏れに対する過少申告加算税等の加重措置の適用について教えてください。【新設】

(答)

- 財産債務調書の提出がない場合の過少申告加算税等の加重措置については、相続財産を有する者の責めに帰すべき事由がない場合（Q49参照）には、適用されないこととされていますが、相続財産を有する者が、その価額の合計額が3億円を超える財産で相続財産以外のもの（以下「固有財産」といいます。）を有する場合には、相続財産に係る所得の申告漏れを含めて、過少申告加算税等の加重措置の適用対象とすることとされています（法6の3②一）。

- これは、総所得金額及び山林所得金額の合計額が2,000万円を超える場合には、固有財産のみで財産債務調書の提出義務（Q2参照）があるため、財産債務調書を提出しなかった場合には、相続財産も含めて過少申告加算税等の加重措置の適用対象とするものです。

- お尋ねの場合については、上記の取扱いを踏まえ、その存在を把握していた（財産債務調書を提出しないことについて責めに帰すべき事由がある）相続財産Aのみで財産債務調書の提出義務があるため、その存在を知り得ることが困難であると認められる相続財産Bに係る所得の

申告漏れについても、過少申告加算税等の加重措置が適用されます。

- なお、上記の間において、相続財産Aを記載した財産債務調書を提出していた場合、相続財産Bに係る所得の申告漏れについては、過少申告加算税等の加重措置は適用されません（法6の3②二）。

【年の途中で財産債務を有しなくなった場合】

Q51 令和3年中に国内で保有していたB社株式の全てを譲渡し、これに伴い生じた所得の申告漏れがあった場合、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、どの年分の財産債務調書になりますか。

(答)

- 過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書は、原則としてその修正申告等に係る年分の財産債務調書（提出時期でみた場合には、「その年の翌年」に提出すべき財産債務調書）となります。

ただし、「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合」には、これらの財産債務は、その年分の財産債務調書（その年の12月31日において所有する財産につき、その年の翌年に提出すべき財産債務調書）に記載されないことから、その年分の前年分の財産債務調書（その年の前年の12月31日において所有する財産につき、その年に提出すべき財産債務調書）により、過少申告加算税等の加重措置の適用について判断することとなります（国外送金等調書法6④一、6の3③）。

- したがって、令和3年中に保有するB社株式の全てを譲渡していること及び当該譲渡に伴い生じた所得について申告漏れがあったことから、上記の「年の中途においてその修正申告等の基因となる財産債務を譲渡等により有しないこととなった場合」に当たりますので、過少申告加算税等の加重措置の適用については、その年分の前年分、つまり令和2年12月31日において所有する財産につき、令和3年に提出すべき財産債務調書により判断することとなります。

（注） 過少申告加算税等の加重措置の概要及び要件の詳細については、Q46及びQ47をご参照ください。

- なお、銘柄、用途及び所在が同一であることから、同一の区分として記載されることとなる株式^(注)について、その一部を譲渡した場合においても、これらの譲渡した株式については、その年分の前年分、つまり令和2年12月31日において所有する財産につき、令和3年に提出すべき財産債務調書により判断することとなります。

（注） 同一銘柄の株式であっても、預入先の証券会社の営業所等が異なる場合や用途が異なる場合には、その異なるごとに「個々の財産」として記載する必要がありますので、上記の取扱いに当たっては、ご注意ください。

- ただし、その修正申告等の基因となる財産債務が、相続財産債務（相続開始年に取得したものに限り、）である場合は、相続開始年の年分の財産債務調書から除外することができるため、その株式が相続財産であって、その相続が令和2年中に開始したものである場合は、過少申告加算税等の加重措置の適用を判断すべき財産債務調書はないこととなります。

VI その他

【提出した財産債務調書に誤りがあった場合】

Q53 提出した財産債務調書の記載内容に誤りのあった場合の訂正方法について教えてください。

(答)

- 財産債務調書（相続開始年の年分に係る財産債務調書については、相続財産債務を記載しないで提出することができます。Q1参照）はその年の翌年の3月15日までに提出していただく必要がありますが、提出した財産債務調書の記載内容に誤りや記載漏れがあった場合には、提出期限内だけでなく、期限後であっても、再度提出していただくことで、訂正が可能です。
- その際には、当初提出していただいた財産債務調書及び財産債務調書合計表に記載済みの財産債務を含め、全ての財産債務を記載していただく必要があります。
(注) 誤りや記載漏れのあった財産債務のみを記載して財産債務調書等を再提出するものではありませんのでご注意ください。
- なお、財産債務調書の記載事項については、Q4からQ19をご参照ください。
- これらは、後に、財産債務に関して所得税等や相続税の申告漏れ等が生じた場合、過少申告加算税等の特例の適否の判断等を円滑に行うために記載を求めるものですので、財産債務調書の記載に当たっては、正確な記載をお願いします。
(注) 期限後の提出であっても、それが所得税等の更正等を予知してされたものでないときは、期限内に提出されたものとみなされます（国外送金等調書法6⑥、6の3③）。